



ニュースリリース 平成 25年 9月 3日

## 平成 25 年 9 月 2 日に発生した突風等による被害にあわれたお客さまへのお知らせ

平成 25 年 9 月 2 日に埼玉県、千葉県で発生しました突風等で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

常陽銀行（頭取 寺門 一義）は、今回の突風等による被災者の皆さまの預金払戻し等について、下記のとおり、お取り扱いしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象店舗

当行全ての営業店

#### 2. お取り扱い内容

- ・ 当行の預金証書、通帳をなくされた場合でも、ご本人さまであることを確認させていただいた上で、ご預金のお支払についてご相談に応じております。
- ・ 届出の印鑑のない場合、拇印による払戻しに関するご相談に応じております。
- ・ ご事情により、定期預金などの期限前払戻しや、これを担保とするお借入のご相談に応じております。
- ・ 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形を取立することに関するご相談に応じております。
- ・ 災害時における手形の不渡処分についての対応に関するご相談に応じております。
- ・ 汚れた紙幣の引き換えに応じております。
- ・ 国債を紛失した場合についてのご相談に応じております。
- ・ 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予など、災害被災者の皆さまの便宜を考慮した対応をいたします。

以 上